

本件は、病院の駐車場で、出庫しようとした原告（依頼者）車両と、駐車場に入り、別の駐車区画から出庫しようとした自動車の区画に駐車しようとする被告車両がいったん停車後、1秒もしない間に高速で後退し、原告車両に衝突し、原告車両が破損した事件。

被告（保険会社及びその代理人3名）は、いわゆる判タ基準（判例タイムズ38号の335図）に従い、原告の過失割合を7割、被告のそれを3割と主張し続けた。

コロナ禍にもかかわらず、簡裁事件のため、電話会議や Zoom での期日はなく、すべてリアルな法廷で弁論が行われ、担当裁判官は、駐車場の監視カメラ映像と原告主張を基礎に、原告の過失割合をゼロ又は1割との心証を述べていた。当該裁判官は、和解的处理で終結させるつもりのものであったが、それでは判タ基準が全く妥当しない事件にも、この基準が今後とも機械的に規範化され適用されるのを防ぐために、代理人として敢えて判決を求めた。4月に交替した裁判官は、従前の審理過程を見聞していないため、交代後1回目で結審し、原告の過失割合を2割とする判決を下した。判決文には、真の争点について何の言及もないが、事実上、判タ基準を機械的に当てはめてはならない事件があることを示すものとなった。

判決文の上部の黄色塗りつぶし部分は、監視カメラに秒単位に映っている両車両の動きを正確には見ていないことを推測させるように思える。